

平成 22 年度 教育課程編成にあたって

中 美術

1 平成 22 年度に求められる取組

(1) 年間指導計画の作成

- ① 各学年の内容「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導については、相互の関連を図るようにする。
- ② 各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫する。
- ③ 各学年の内容の「A 表現」については、(1)及び(2)と、(3)は原則として関連付けて行い、(1)及び(2)それぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにする。2 学年間をとおしてバランスよく行えるようにする。

(2) 単元や教材の開発

第 1 学年で新たに扱う美術文化に対する関心を高める学習や、第 2 学年及び第 3 学年で扱う生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞の学習が支障なく行われるように、題材の開発に努める。

(3) 配慮すべきこと

「B 鑑賞」の指導において、自分の価値意識をもって批評し合うなど、言語活動に関する指導の充実と改善を図る。

2 教育課程編成上、参考となる取組例

(1) エクセル表の活用

各学年で扱う題材を内容項目ごとにエクセル表に整理し、生徒に身に付けさせたい資質や能力のバランスを図って年間指導計画を作成する。

(2) 年間指導計画への明示

表現題材の設定及び系統性を配慮するために、身に付けさせたい資質や能力を明示した（題材名・主な学習活動）年間指導計画を作成する。

3 教育課程編成上の Q&A

Q1 新しく示された〔共通事項〕とは何か。

A1 今回の改訂では学習内容を、育成する資質や能力の視点から整理している。その際、発想や構想の能力、創造的な技能、鑑賞の能力のいずれを育成するときにも、共通に必要な資質や能力を整理し、〔共通事項〕として示している。

Q2 移行期間中における内容の取扱いについての留意点は何か。

A2 平成 21 年度から平成 23 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの美術の指導にあたっては、その全部または一部について新学習指導要領の規定によることができる。その際、一部ということで「B 鑑賞」だけを新学習指導要領で実施してもよいが、学習内容が抜け落ちることのないように留意する必要がある。例えば、「A 表現」を現行学習指導要領で「B 鑑賞」を新学習指導要領で実施すると、「環境デザイン」が落ちてしまうことになる。この場合は、この内容を表現及び鑑賞の主題として取り扱う必要がある。